

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条(利用開始日、利用契約の成立)	<p>第3条(利用開始日、利用契約の成立)</p> <p>1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス(以下、本基本サービスとそのオプションサービスを併せて「本クラウドサービス」といいます)の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日(利用開始日)から開始されます。</p>	<p>第3条(利用開始日、利用契約の成立)</p> <p>1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス(以下、併せて「本クラウドサービス」といいます)の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日(利用開始日)から開始されます。</p>	不要な語句を削除いたします。
第10条(申込み)	<p>第10条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>第10条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者限り、申込みことができるものとします。</p>	対象サービスの追加をいたします。
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年4月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年3月1日より適用されます。</p>	本改定にともなう適用日の変更をおこないません。